

令和 2 年 1 月 2 7 日

顧問先各位

戸田会計事務所  
所長 戸田裕陽

## 令和元年分確定申告のための準備

サラリーマンの大部分の方は年末調整により所得税が精算されるため確定申告は不要ですが次のような方は確定申告が必要になります。

### ◎ 会社員やパート、アルバイトなどの給与所得者

- (1) 給与の収入金額が2,000万円を超えている人。
- (2) 給与収入が1ヶ所からで、副業の所得が20万円を超えている人。
- (3) 給与収入が2ヶ所以上あり、少ない方の給与が20万円を超えている人。
- (4) 同族会社の役員やその親族が会社から給与を得ていて、給与以外に、例えばその同族会社から家賃収入や貸付金利息などがある人。

### ◎ 退職所得のある人

退職時に「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出していない場合は20.42%が源泉されますので税金が戻る可能性があります。

また外国企業から受け取った退職金で源泉徴収がされなかった方。

### ◎ 年金受給者など雑所得のある人 … (老齢基礎年金、老齢厚生年金や企業年金など)

65歳未満の場合は108万円、65歳以上の場合は158万円を超える公的年金やそのほかの年金を受け取っている人。

※公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、その公的年金等の全部が源泉徴収の対象になっている場合は確定申告の必要はありません(確定申告不要制度)。

### ◎ その他確定申告により税金が戻る可能性などの項目例

- (1) 医療費控除を受ける方(医療費が年間10万円を超える場合など)。
- (2) 住宅の購入やリフォームにおける住宅ローン控除は、初年度は確定申告が必要。
- (3) 寄附金控除(ふるさと納税でワンストップ特例を利用した場合は原則不要)。
- (4) 上場株式等の売買で損失が生じた場合、損益通算後3年間損失の繰越が可能。
- (5) 災害や盗難などにより家屋や家財に損害を受けた場合。

※必要な書類はなるべく早めに漏れなく揃えて頂き申告に臨んで頂ければと思います。

今年の確定申告受付は、令和2年2月17日～3月16日となっています。

また、還付申告の場合はこの申告期間より前でも受け付けしておりますので、早く手続きすることにより早く還付金を受け取ることも可能になります。

また、この時期は昨年一年間に財産等の贈与を受けた方で、基礎控除額110万円を超える場合は贈与税の申告と納税が必要になります(申告受付2月3日～3月16日)。